



全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ 第4戦 東近江ラウンド 大会要項

20250422ver

- 主催 東近江市自転車競技連盟、日本学生自転車競技連盟
共催 一般社団法人滋賀県自転車競技連盟、特定非営利活動法人きれいなおうみを作ろうの会
主管 東近江エンデューロ&クリテリウム実行委員会
後援(予定) 滋賀県、滋賀県教育委員会、東近江市、東近江市教育委員会
協力(予定) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
特別協賛 株式会社湖東総合システム
協賛(予定) 守環総合メンテナンス株式会社、株式会社アカデミー
- 日時 2025年6月1日(日) <雨天決行>
(開催の有無については、当日の気象状況その他、主催者で判断し決定する)
- 会場 滋賀県東近江市栗見新田町(くりみしんでんちょう)1224
東近江市ふれあい運動公園内特設周回コース(周長 1.3km 高低差 0m)
注:運動公園内は、ペットの入場ができませんので、ペットの同伴はご遠慮ください。
- 日程 受付6月1日(日) 11:00~12:00 会場内受付テント
試走6月1日(日) 12:00~12:10
競技6月1日(日) 女子 12:20 クラス 1+2: 14:00 クラス 3A: 15:10 クラス 3B: 15:55
- 主旨 本大会は、日本学生自転車競技連盟(以下「学連」)の全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ中の全国の学生選手によるロードレース競技会優勝者を決めるとともに、学生自転車競技水準向上と開催地域におけるサイクリススポーツの振興に寄与することを目的とする。
- 種目 個人ロードレース方式 女子: 15.6 km(12 周) クラス 1+2: 36.4 km(28 周) クラス 3: 18.2 km(14 周)
- 参加資格 1. 会場入場者全員
・本連盟各種ガイドラインなどを順守すること
2. 出場選手
・当該年度に有効な、(公財)日本自転車競技連盟(以下、「JCF」という)登録競技者または UCI 加盟国内連盟の発行するライセンス所持者のうち、本連盟加盟校の登録選手であること。
・受講実績として有効な期間内の座学講習会、実地研修会をエントリー提出日までに少なくともそれぞれ 1 回ずつ以上受講済であること。なお、本年度の座学講習会、実地研修会の日程は本連盟 HP で確認すること。座学講習会、実地研修会未受講者は出場できない。
3. チームスタッフ
・監督(チーム代表者)またはその代行者の同行を必須とする。ただし、他加盟校チーム監督(チーム代表者)との兼務を認める。兼務する者は兼務する各チームに対して管理監督責任を負う。
・監督(チーム代表者)またはその代行者は、JCF 又は UCI 加盟国発行ライセンスを所持していること。ただし、競技者ライセンスのみの保有者は認められず、コーチ、チームアテンダント、審判のいずれかのライセンスを所持している必要がある。
・チーム監督/代表者及びチームスタッフは、所定の座学講習会とアンチドーピング講習会をエントリー提出日までに少なくともそれぞれ 1 回ずつ以上受講済であること。
・チームスタッフリストにより届け出たスタッフのみが大会本部に立ち入ることができる。
・チームスタッフリストはエントリー用紙に付随している。
・チームスタッフの変更は大会開催 3 日前の 22 時までとする。
4. 供出役員
・本大会の参加各校については、合計のエントリー選手数に応じて、役員を供出することを参加条件とする。
・エントリー数 6-9 名で 1 名、10 名以上は 2 名とする。
・供出役員は JCF 又は UCI 加盟国ライセンスを所持していること。
・供出役員については昼食を支給する(但し、交通費・宿泊費及び日当の支給は行わない)。また、供出役員の氏名、性別、学年又は年齢および有資格(審判・チームアテンダント)のライセンス番号をエントリー用紙に必ず記入すること。
・エントリー用紙に記入した供出役員名を変更する場合は、大会開催 3 日前の 22 時までに下記の事務局宛てに変更後のエントリー用紙をメールで送ること。

- ・当日エントリー選手数が減少した場合でも、供出役員の人数は減らすことはできない。また、供出役員が当日の急な発熱等、体調不良により参加不可能な場合には代わりの者を出すこと。代わりの者を出せない場合には、該当する大学・チームに対して、1名の不足につき10,000円のペナルティを科す事を原則とする。

5. 緊急時搬送同行・送迎要員

- ・大会中に選手を医療機関等に搬送する必要がある場合、チームの責任において搬送すること。
- ・救急車を要請した場合、同乗者はチームの責任において選任すること。
- ・緊急時搬送同行・送迎要員は、必ずしも競技ライセンスを必要としない。
- ・監督（チーム代表者）、コーチ等が兼任してもよいが、競技中であっても救護活動を優先すること。なお、選手との兼任は出来ない。
- ・エントリーシートに緊急時搬送同行・送迎要員としての氏名の登録を必須とする。

競技方法 一斉スタートによる個人ロードレース形式として行う。

関門を設置する。先頭から著しく遅れ、周回遅れとなりそうな競技者を失格とする。

参加申込 1. 参加を希望する選手は、学校単位で所定の様式にて5月16日(金)までに、下記メールアドレスに電子メールで申し込むこと。ainu.forest.ishii@gmail.com 担当：石井 洋

また、同一内容を郵送にて、以下の住所に期限内に送付すること(消印有効)

〒069-1205 夕張郡由仁町中央 318-1 日本学生自転車競技連盟 石井 洋宛

申込書式は JICF ウェブサイトより入手できる。

締め切り後、エントリー受信者を本連盟 web サイトに発表するので、各自受付済みであることを確認のこと。

2. また、大会当日受付でのライセンスチェックを行わないので、選手全員の一名分ずつのライセンスの写真画像データまたはスキャン画像データをエントリー用紙と一緒に上記アドレスへ送ること。尚、エントリー用紙のデータが重くなるので、ライセンス画像データはエントリー用紙内に挿入する事を禁ずる、別ファイルにして送ること。ライセンスが申請中の場合は、申請中であることを証明する書類のデータを添付すること。

3. 参加費は1名につき、女子3,500円、男子6,000円とする。支払期限までに支払を済ませること。支払完了することで加申込受付完了となる。振込みは、学校単位で申し込むこと。振込元に、大会コード「0601R」と学校名が分かるように記入すること。

振込先：北洋銀行 厚別中央支店・普通：4617199

口座名義：日本学生自転車競技連盟

なお一旦入金された参加費は如何なる理由があろうとも返金しない。また、上記の参加資格にあるように当日の体調不良により選手自身で参加不可の判断を下された場合には参加料は返却しない。

4. 本申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。

5. なお、本大会における選手の欠場については、理由を問わず(怪我等の正当事由がない場合でも)ペナルティを課さないこととする。ただし、必ず事前に事務局(ainu.forest.ishii@gmail.com)まで電子メールで欠場の連絡をすること。また、当日の急な発熱等、体調不良により欠場する場合は、当日の緊急連絡先(担当 西城 慧 TEL:090-9544-2557)へ受付開始までに必ず連絡をし、事務局までその旨メールをすること。なお、欠場の場合には参加料は返却しない。

選手受付 1. ライセンスコントロールは事前にデータ上で行い、大会受付の現場では行わない。受付では大学ごとにまとめてゼッケンと計測チップを受け取る。この時点で、招集の代わりとするので欠場する場合は該当する選手の氏名を大会受付まで申し出ること。なお、ゼッケンは本大会固有ゼッケンを使用する。RCS 固有ゼッケンは使用しない。

2. 本大会は出走前の出走サインは行わない。また、参加選手は自転車・ヘルメットを持参して出走15分前までにバイク・インスペクションをセルフチェックで行うこと。安全な競技が実施できるよう、使用する自転車はよく整備すること。主催者は、自転車の整備に関する責任を負わない。レース終了後に上位者およびランダムサンプリングによりバイクチェックを行うことがある。器材に関する規則違反が明らかになった場合、レース終了後であっても、失格となる場合がある。

3. 正当な理由なく前項の規定を履行できない選手は、参加することは出来ない。

賞典式典 賞典:各クラス 第1-3位 但し、クラス1+2は一般のC1も含めたカテゴリーとして表彰する。

表彰式 開会式、閉会式は行わない。

上記対象者について、原則として各クラス終了後に準備が整い次第、特設ステージにて行う。クラス2の最上位者はクラス1に、クラス3の出走者上位8%以内の者はクラス2に昇格する。

事故措置 1. 競技中発生した事故等について、主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応のこと。

2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。



肖像権 本大会の大会期間中の肖像権は主催者に帰属するものとする。主催者からオンボードカメラ映像のデータ提供要請があった場合、応じること。

競技規則 JCF 競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。

司法管轄 本大会への申込みを以て、本大会に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意したと見做す。

事務局 〒069-1205 夕張郡由仁町中央 318-1 石井 洋
TEL:090-8384-0704 E-mail:ainu.forest.ishii@gmail.com

全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ第4戦 東近江ラウンド 特別規則

第1条（競技）

1. 一斉スタートによる個人ロードレース方式とし、最終ゴール着順にて順位を決定する。
2. 飲食料の補給は認めない。
3. ニュートラル周回の適用はない。

第2条（失格・棄権）

1. 関門を設置し、先頭から著しく遅れ、周回遅れとなりそうな選手は失格とする。
2. 競技を中止した選手は、コースから出て、速やかにゼッケンを外すこと。

第3条（器材）

1. 当連盟 HP に掲載の「日本学生自転車競技連盟の競技大会において使用する自転車に関する規程」を順守すること。
（例えば、「公道上进行可能な装備を義務付ける。ベル、後方反射板もしくは反射テープも必須とする。トップギア時のペダル1回転あたり前進距離を 10.3m 以内に制限する。（参考：通常 700C ホイール、53×11 で 10.217m）」など詳細は本規定を確認すること）
2. 最新版 UCI/JCF 規則が適用される。
3. これら器材に関する条項に違反していることがスタート時に発覚した場合は、スタートは拒否される。
4. また、スタート後及びゴール後に違反していることが発覚した場合は、バイクチェックを実施したのち失格を含むペナルティの対象となることがある。

第4条（その他）

1. コース上のすべての場所での使用済みボトル及び補給食料のパッケージ等の廃棄は認めない。廃棄が認められた場合は、1点につき 4,000 円のペナルティを科す。
2. 映像ユニット等を自転車に付加して、走行することは原則許可する。事前の申請は不要である。ただし、JCF 競技規則規定を順守すること。またレース中に撮影された映像の著作権は、日本学生自転車競技連盟に帰属するものとする。撮影した映像は、データファイルサービスなどを使用し、事務局まで送付すること。

その他注意事項

- 1 本大会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 112 日前イベント 湖東総合システムカップ 東近江エンデューロ&クリテリウム 2025 大会の一環として開催される。女子およびクラス 1 + 2 は同大会参加選手との混走となる。（女子は同レース・クリテリウム C3/C3W との混走、クラス 1 + 2 は同レース・C1 との混走）
2. 試走は決められた時間内に必ず行うこと。大会当日以外の試走は禁止する。
3. 駐車場は東近江市ふれあい運動公園内に用意する。指定する駐車箇所に駐車すること。駐車場内における盗難、トラブル等については、主催者は責任を負わない。駐車場開門は 7 時 00 分です。
4. 大会で排出されたゴミ等は各校で必ず持ち帰ること。（会場にゴミ箱はありません。）
5. 使用した計測チップは必ず返却すること。返却されない場合は補償金（12,000 円）を請求する。
6. 公園内は、ペット同伴禁止です。大会存続のために、皆さまのご協力をよろしくお願いします。
7. 事故防止のため、コースの横断は必ず決められた場所で行って下さい。
8. チーム監督/代表者会議は行わないので、本要項、コミュニケ等をしっかりと確認すること。

※前日・当日の連絡先、緊急連絡先 担当 西城 慧（TEL:090-9544-2557）

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICF ウェブサイトを随時チェックすること。



誓約書

日本学生自転車競技連盟
会長 村岡 功 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手 監督 コーチ メカニック、その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守すること誓います。

1. UCI(国際自転車競技連合)・JCF(日本自転車競技連盟)規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。(UCI 規則 1.1.004、JCF 規則第 5 条 2.(4))
2. 大会(競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む)における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。(JCF 規則第 5 条 2.(9)準用)
3. 規則に規定される仕事と責任に加えてチーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。(UCI 規則 1.1.078)
4. チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。(UCI 規則 1.1.079)
5. チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。彼は他の者の模範とならなければならない。(UCI 規則 1.1.080)
6. すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない、言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCI および自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。(UCI 規則 1.2.079)
7. 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。(UCI 規則 1.2.081)
8. 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。競技者は開催国における法律を順守しなければならない。(UCI 規則 1.2.082)

以上